

コロナ禍における産別の取り組み

いしかわ 石川 　 そういちろう 聡一郎 　 ●サービス連合 事務局長

1. 雇用と産業を守る取り組み

サービス連合は2020年1月に日本国内でもコロナ感染症の感染が確認されたことをうけ、「新型コロナウイルスによる肺炎の発生と対応」について談話を発表しました。また、緊急要請（第1次）を立憲民主党、国民民主党、自由民主党や観光庁に対しておこない、コロナ感染症の影響に対して、今後の観光産業の維持と振興へむけた対策を講じるよう求めました。政党や省庁からは、要請内容を受け止め、政策や国会での議論に反映するとの回答を得ました。

また産別内に、新型コロナウイルス対策会議を設置し、産業や加盟組合の現状把握をすすめました。コロナ感染症の拡大が止まらない中、サービス・ツーリズム産業で働くものの立場から、雇用、生活、健康、生命を守るため、新型コロナウイルスへの対応策、ならびに令和2年度補正予算に反映させるため、2020年4月に緊急要請（第2次）をおこないました。要請項目は、①雇用対策に関する要請、②派遣添乗員に関する要請、③宿泊施設での感染者隔離に関する要請、④物流の維持・

確保に関する要請、⑤観光産業の再生に関する要請、の5項目です。また、新たな取り組みとして、厚生労働省、国土交通省の各記者会で会見をおこない、要請内容を世論へ訴えました。その結果、雇用調整助成金については対応する旨の回答が得られ、観光産業の再生に関する要請については、具体的な施策であるG o T oトラベル事業として意見が反映されました。

2020年5月に緊急事態宣言が解除され、経済活動は段階的に再開しましたが、人流は回復せず、観光産業は、雇用と事業の継続が危ぶまれる状況となり、その時点で講じられている枠組みでの融資、給付や助成だけでは十分とはいえないことから、観光産業での事業の継続、働くものの雇用を守るための内容を緊急要請（第3次）として取りまとめました。要請項目は①「観光産業持続可能給付金」制度の創設、②「観光ファンド」の創設、③「新しい生活様式」に沿った感染防止策等を講じるために必要な経費補助、適切な感染防止策を講じている事業者を発信、④派遣添乗員に関して適切な行政指導か行政指針の策定と各種給付金を活用できる工夫や例外措置、⑤土産物店・飲食店等の観光関連産業への適切な支援策、⑥「G o T oキャンペーン」事業の需要顕現化の6項目です。

要請行動として、本部では立憲民主党、国民民主党、自由民主党や観光庁、農林水産省などに加え、日本銀行本店に訪問し要請をおこないました。

2020年8月、コロナ感染症は収束どころか感染が拡大していました。そのような状況下にも関わらず、雇用調整助成金の特例措置など、時限措置の期限が9月末に迫ってきたことをうけ、緊急要請（第4次）として、①雇用調整助成金の特例期限の延長を2021年3月末まで求めるなど、時限的に講じられている措置についての延長、②国民が積極的に自らの感染状況を把握したうえで適切な行動することを目的とした検査体制の拡充の2項目を取りまとめ、厚生労働省に要請をおこないました。その結果、雇用調整助成金の特例は12月末まで延長されることとなりました。

事態が長期化する中、加盟組合での雇用問題に対して、速やかな対応を行うため、2020年10月、対策会議の下に雇用対策小委員会を設置しました。小委員会は雇用問題の進捗、発生を受け、適宜開催し、具体的な対策を検討し、対応をおこないました。

2020年10月に連合と政府が実施した、第4回労働政策対話に、サービス連合も出席し、観光産業の現状や課題を述べ、厚生労働大臣や内閣総理大臣補佐官などに対して、政府の更なる対応を求めました。

2. 再開にむけて

2020年10月からG o T oトラベル事業が全国で開始され、一定の効果はありましたが、人流は元に戻ることはなく、観光産業はさらに厳しい状況になりました。このような状況を受け、令和二年度第三次補正予算、および令和三年度予算へ反映させることを目的に、緊急要請（第5次）を実施

しました。要請項目は①G o T oトラベル事業の延長、②雇用調整助成金の特例措置延長、③客観的な数値、科学的な根拠に基づく情報発信、④国際交流事業の再開にむけての準備、の4項目とし、政党をはじめ観光庁、財務省、厚生労働省に要請をおこないました。

感染拡大が増加するなか、G o T oトラベル事業は2020年12月に停止となり、さらに2021年1月7日には1都3県に2回目となる緊急事態宣言が発出されました。国内でコロナ感染症が確認されてから1年が経過する中、観光産業はコロナ禍により打撃を受け続けており、事業者や労働者の努力で改善をはかれる状況にはなく、さらに窮地に追い込まれることを覚悟せざるを得ない状況となりました。このような状況を受け、①「観光産業持続可能給付金」制度の創設、②雇用調整助成金の特例措置延長、③G o T oトラベル事業の延長、の3項目を緊急要請（第6次）として取りまとめ、政党や観光庁、厚生労働省に対して要請をおこないました。

2回目となる緊急事態宣言は3月21日をもって全都道府県で解除され、ワクチン接種が開始されたものの、感染拡大が抑え込まれておらず、自治体においては「まん延防止等重点措置」の適用を政府に求める動きがでており、引き続き、国民に対する感染防止策として外出・移動自粛が求められる状況が続きました。産業としては、1年以上打撃を受け続ける危機的な状況の中、各加盟組合の企業においては、大幅に収入が減少するなか事業存続をはかるため融資を受け固定費用の圧縮をおこない、生き残りをかけて様々な対応をしてきました。これ以上の費用の縮減策に限界がきており、このまま人流が戻らなければ産業の底が抜ける恐れが高まっていることから、産業の維持、存続のために段階的に人々が安心して移動ができる環境を整備し、人の流れを回復させるため、2021

年4月、緊急要請（第7次）をおこないました。要請項目は、①PCR検査体制の拡充、②ワクチン接種体制の整備、③接触確認アプリの改修と普及、④科学的な根拠に基づいた感染防止対策、⑤観光ファンドの創設、の5項目とし、要請をおこないました。

3回目となる緊急事態宣言は2021年4月25日から、東京都、京都府、大阪府および兵庫県に発出され、さらに愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県、沖縄県を追加発出されました。そのような状況を受け、産業の維持を目的とした制度の創設、および令和三年度補正予算に盛り込むことを目的に、緊急要請（第8次）をおこないました。要請項目は、①ワクチン接種体制の強化と人流の促進、②科学的な根拠に基づいた感染防止対策、③観光ファンドの創設、④新規採用者への賃金補償制度の創設、⑤雇用調整助成金の特例措置延長、の5項目としました。

G o T o トラベル事業については、第5次、および第6次の緊急要請で延長を求めました。また、2020年12月、制度設計など全体的な課題や現場課題、G o T o トラベル事務局内での課題の改善点を取りまとめました。その後、観光庁、ツーリズム産業共同提案体との意見交換を通じ、課題を伝えるとともに改善にむけて提言しました。

3. 取り組みの反映

第3次、および第6次の緊急要請で制度の創設を要請した「観光産業持続可能給付金」については、サービス連合の本部と地域での要請行動を通じ、2021年4月、国民民主党の提案により、立憲民主党と共同で「新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案」

（事業規模に応じた経費支援法案）を参議院に提出しました。また、立憲民主党は国土交通大臣への要請を経て、「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案」（観光産業持続化給付金法案）を衆議院に提出するなど、一定の成果がありました。

新型コロナウイルス感染症関連では国土交通記者会および厚生労働記者会での会見もおこない、報道各社を通じ、広く社会へ訴えました。

4. 加盟組合の現状と対応

コロナ感染症の感染拡大が続く中、加盟組合に実施した「新型コロナウイルスの現場実態のヒアリング」では、旅行業、宿泊業、国際航空貨物業の各業種に於いて、様々な影響が明らかになったことから、コロナ感染症の影響に対して、情報収集や対策の検討など、迅速かつ一括的な対応をおこなうため、2020年3月、本部内に新型コロナウイルス対策本部を設置しました。

対策本部の機能は①現場実態の情報把握と加盟組合からの相談窓口、②政府が実施する経済政策や雇用対策の情報収集とその対応、③雇用対応の窓口、④現場実態をもとに課題抽出と対応策の検討、としました。

対策会議はこれまで35回実施しました。労働対策、雇用対策、産業対策について、それぞれの対策について議論、対応を図り、具体的な取り組みについては加盟組合に発信しました。

加盟組合へのヒアリングを定期的におこない、5回にわたるヒアリングシートを活用した実態把握を通じ、雇用問題が発生している加盟組合に対しては、担当の専従者が対応をおこないました。また、雇用問題への対応方針を策定し、加盟組合

に周知しました。

5. 他産別との連携

共闘組織との取り組みとして、全日本交通運輸産業労働組合協議会(交運労協)ではコロナ禍での観光・交通運輸労働者の現状について、プロモーションビデオをつうじ社会への発信をおこないました。この取り組みにはサービス連合は宿泊・旅行それぞれの加盟組合の協力のもと取材・作成に関わり、完成したビデオは広く社会に発信されました。またJR連合、航空連合と連携し、観光産業・交通産業の立場から、共同して政府や政党にたいする要請行動を実施し、加えて国交や厚労記者クラブでの記者会見をおこないました。

具体的には、以下5つの大項目を掲げ、要請行動をおこないました。

- (1) 人の移動と経済活動に両立にむけ、科学的なデータと根拠に基づく明確な対応方針の確立
- (2) 雇用確保と事業継続にむけた中期的な支援策
- (3) 産業を支える人財に対する、経済的な配慮と生活支援策
- (4) 需要の回復にむけ、持続的かつ安定的な支援策
- (5) 人流の本格的な回復にむけ、ビジネス利用の促進、支援策

6. 宿泊業における現場実態

宿泊業は、今般のコロナ禍において最も影響を受けた業種の一つと言えるでしょう。政府は「新型コロナウイルス等対策特別措置法」に基づき「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を定め、感染防止対策を実施してきました。

その「方針」において一貫して言われてきたことは①不要不急の外出の自粛、特に都道府県をまたぐ移動の自粛、②「三密」回避に向けた家族以外での会食の自粛、③「三密」回避に向けた催物(イベント等)の自粛、等です。複数回に及ぶ「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」等の発出は、「動くな・飲み食いするな・集まるな」という政府の国民に対する大号令に他ならず、宿泊業を構成する「宿泊・飲食・宴集会」という3つの主業態すべてが直接的な制約を受ける格好となり、まさに「三重苦」とも言うべき惨状に見舞われてきました。

コロナ禍当初においては、「蒸発」とも言える急激な需要減退に当面いかに対処するか、という対策が中心となりました。すなわち、①営業縮小(営業所の一時休止や営業時間の短縮)、②外部委託業務の自営化による「内製化」、③「雇用調整助成金制度の特例措置」の活用に向けた従業員の休業といった諸施策で、これらにより急激な業務量減に緊急的に対応しようというものでした。当初は誰もここまでのコロナ禍の長期化を想定できなかったわけもなく、これら「対症療法」的な取り組みにより乗り切れるものと信じていた、というのが正直なところでした。労働組合としても、まずは「雇用」の確保と「賃金水準の維持」を図ることが再優先と考え、これらの施策に柔軟に応じてきました。

とりわけ、③「雇調金の活用による休業の促進」は、宿泊業にとっては「命綱」とも言うべき施策であり、労使で積極的に取り組んできたところです。しかし、労働者に対する休業中の賃金補償が労使協議により100%補償されたところから、法定通りの60%補償に止まったところまで、個別企業や労使関係により少なからず差異が生じたのが実態です。また「100%補償」がなされたところでも、出勤者と休業者の間で「不公平感」による

軌轢が生じるといった別の問題も顕在化し、24時間365日の営業を原則とする宿泊業においては、とりわけ大きな課題となりました。

その後「GoToトラベル」や「GoToEAT」といった政府の需要喚起策により一時的な需要回復が見られたものの、感染の流行は波動的に繰り返され、依然として「宿泊・飲食・宴会」3業態の需要は、いずれも本格的な回復には至っていません。そして、コロナ禍の長期化に伴い、企業倒産や事業所の休止・閉鎖による「雇用問題」に発展する事例も散見されるようになりました。また、そうした最悪の事態は免れたものの、大幅な売上減による資金繰りの悪化に伴い、多くの宿泊事業者は借入れや増資による資本増強策を余儀なくされてきています。そして、そうした状況に伴い「一時金や賃金の削減」「昇給停止」等、従業員の労働条件は厳しさを増しています。

また、それぞれの宿泊事業者は「リモートワークプラン」や「長期滞在プラン」のような新商品開発や独自の需要喚起策を打ってきたものの、「宿泊・飲食・宴会」需要の多くは移動や接待といった「本源的需要」により発生する「派生需要」であり、宿泊事業者の自助努力には限界があります。サービス連合がこれまで11次にわたり行ってきた「緊急要請」にある諸施策の実行や、何よりも正常な人流の回復措置が急がれるところです。

7. 今後の展望

新型コロナウイルスの変異株（オミクロン株）が国内において2022年1月以降、爆発的な勢いで感染拡大しています。同年1月9日より、3県でまん延防止等重点措置が実施されました。その後36都道府県に拡大されています。

私たちの観光関連産業は、この驚異的な勢いで

拡大する変異株によって昨年末から年始にかけて少しずつ回復傾向にあった需要が一気に消滅してしまいました。私たちの産業は、コロナ禍によって2年以上深刻な状況が続いています。この2年の月日はあまりにも長く度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が実施されることにより、まともに仕事をする事ができない状況が続いています。いまだに一時帰休、出向等によって雇用を守る取り組みを行っているのが実態です。その状況下であって、少ない人数で業務をおこなっているなか、オミクロン株に感染もしくは家族が感染することにより自宅待機などを指示されるなど人員が不足する状況が生じています。また、自宅待機などにより賃金が支給されないケースも出ています。

これ以上、人流が戻らなければ産業の存続はもとより多くの雇用が失われる可能性があります。医療体制および検査体制の拡充に加え、3密の回避、マスク着用や手洗い等の徹底を前提にワクチン・検査パッケージを活用し、人流を回復させ、経済活動を再開させることが必要です。

8. さいごに

観光産業は、日本全体の経済成長のみならず、地域の活性化や地域での雇用創出をもたらし、将来にわたって基幹産業であることに変わりありません。

コロナ発生前の2019年の水準に回復する時期について、国連世界観光機関の最新の調査によれば、2024年またはそれ以降との予測をしています。日本のみならず、世界という視点でも、地域の持続可能性の確保、貧困削減、国際的な相互理解をつうじた平和な社会の構築という点でも、観光は重要なファクターです。

当面は、コロナウイルスと共存しなければなりません。科学的な根拠にもとづいたデータや情報により、感染対策を講じたうえで、適切に移動、

観光の再開にむけ、社会風潮の醸成をはじめ、政府には対応が求められると考えます。



サービス連合 速報

No. 143

2022年3月7日

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6坂町Mビル2F TEL:03-5919-3261
発行人：石川 聡一郎

コロナ感染症の影響に対する緊急要請

内閣府へ第11次緊急要請を実施



大塚耕平参議院議員とともに木原誠二内閣官房副長官へ要請書の手交を行う様子と要請の様子

2022年1月以降、新型コロナウイルスの変異株（オミクロン株）が国内において爆発的な勢いで感染拡大している中、政府は感染が拡大している都道府県に対し、まん延防止等重点措置を発出しています。私たちの観光関連産業では、少しずつ回復傾向にあった需要がまた一気に消滅してしまった中、産業の存続や雇用の維持のため、サービス連合では**第11次緊急要請**を実施することとしました。

第11次緊急要請では、**雇用調整助成金の特例措置延長、自宅待機等への賃金保障、緊急事態に対応した雇用維持制度の創設、「観光産業持続可能給付金」制度の創設、債務弁済に係る費用負担の軽減措置、そして観光関連産業の感染症対策支援と産業の振興を要請**しています。

3月2日（水）、政府への緊急要請として内閣府を訪問しました。要請には「サービス連合政策推進議員懇談会」会長の**大塚耕平参議院議員**が同席し、要請先である内閣府からは**木原誠二内閣官房副長官**が出席しました。

要請にあたり後藤会長は、「雇用調整助成金の特例措置は6月末まで延長されたが、感染拡大は高止まりしており、今後もコロナ禍が続く中で事業を継続するためには、緊急事態に対応した雇用維持のための新たな仕組みが必要だ。」と述べ、地方創生などが国の将来に向けて重要な役割を果たす**観光産業の存続や雇用の維持を求めました**。また**櫻田副会長**からは、観光産業における若年層を中心とした人財流出が深刻な状況にあることを伝え、対応を求めました。

これに対し、木原内閣官房副長官は、「これまで**観光立国を進めてきた考えは今も変わらない**。また**地方においては観光は命綱であり、事業者に対する支援をしっかりと行っていく**。インバウンドの受け入れなど、**観光産業の役割はコロナ後も変わらない**。」と述べ、要請内容について理解を示しました。

今回の内閣府への要請行動を皮切りに、関係する省庁や政党に対し、要請をおこなっていきます。

要請書提出先

岸田文雄内閣総理大臣
松野博一内閣官房長官
木原誠二内閣官房副長官

要請出席者

【内閣府】木原誠二内閣官房副長官
【サービス連合】後藤会長、櫻田副会長、矢野副事務局長
【サービス連合政策推進議員懇談会】大塚耕平参議院議員

コロナ感染症の影響に対する第11次緊急要請

新型コロナウイルスの変異株（オミクロン株）が国内において2022年1月以降、爆発的な勢いで感染拡大しています。同年1月9日より、3県でまん延防止等重点措置が実施されました。その後36都道府県に拡大されています。

私たちの観光関連産業は、この驚異的な勢いで拡大する変異株によって昨年末から年始にかけて少しずつ回復傾向にあった需要が一気に消滅してしまいました。私たちの産業は、コロナ禍によって2年以上深刻な状況が続いています。この2年の月日はあまりにも長く度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が実施されることにより、まともに仕事をするのができない状況が続いています。いまだに一時帰休、出向等によって雇用を守る取り組みを行っているのが実態です。その中であって、少ない人数で業務をおこなっているなか、オミクロン株に感染もしくは家族が感染することにより自宅待機などを指示されるなど人員が不足する状況が生じています。また、自宅待機などにより賃金が支給されないケースも出ています。

これ以上、人流が戻らなければ産業の存続はもとより多くの雇用が失われる可能性があります。医療体制および検査体制の拡充に加え、3密の回避、マスク着用や手洗い等の徹底を前提にワクチン・検査パッケージを活用し、人流を回復させ、経済活動を再開させることが必要です。

ついては、下記のとおり緊急要請をいたします。

記

1. 雇用調整助成金の特例措置延長

観光関連産業においては、長期間にわたって新型コロナウイルス感染症の影響を受け続けています。ついては、令和5年3月末日までの期間延長を求めます。

2. 自宅待機等への賃金補償

オミクロン株の爆発的な感染拡大により家族の罹患者が急激したことにより、自宅待機、健康観察等への賃金補償の対応が企業状況により左右されています。

ついては、保健所等の指示により自宅待機等に従い就労が困難になった場合は、政府により賃金補償を行うことを求めます。

3. 緊急事態に対応した雇用維持制度の創設

平時における雇用維持対策である雇用調整助成金では、長期にわたり緊急事態の雇用維持には十分ではなく限界があると考えます。

ついては、緊急事態に対応した雇用維持制度を新たに創設することを求めます。

4. 「観光産業持続可能給付金」制度の創設

観光産業の維持・発展には、観光産業で働く労働者の雇用と事業の継続性の両面が担保されなければなりません。単に現在の苦境を乗り切るための融資、給付、助成という考えではなく、観光産業で働く労働者の雇用確保と観光業の継続性の両面を担保するための発展的な新たな枠組みでの対策が必要であると考えています。

ついては、第7次要請でも記した「観光ファンド」の実現とともに、雇用と事業を守る「観光産業持続可能給付金」制度の創設を求めます。

5. 観光関連産業の事業者に対する新型コロナウイルス感染症の影響による債務弁済に係る負担の軽減措置

長引く新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により、観光関連産業の事業者において、債務の負担は深刻な状況にあり、弁済に支障が生じています。

ついては、事業活動の円滑な遂行およびこれを通じた雇用の安定のため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを条件として貸し付けを受けた観光関連産業の事業者に対して債務弁済に係る負担の軽減措置を求めます。

6. 観光関連産業への新型コロナウイルス感染症対策支援と産業の振興

観光関連産業は裾野が広く、関連する多くの産業が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け続けています。

ついては、産業に対する新型コロナウイルス感染症への対策支援と今後にむけた産業の振興に資する対応を求めます。

以上